



食品の表示について

(JAS法に基づく食品表示制度)

平成19年1月24日

農林水産省 関東農政局

表示・規格課

食品の表示制度

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法)

食品の表示は、品質に関して適正な表示が行われることにより、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択に資するものとして、重要な情報源です。

品名	食パン		
原材料名	小麦粉・でん粉・ファットスプレッド・砂糖・砂糖混合ぶどう糖果糖液糖・イースト・脱脂粉乳・食塩・もち粉・麦芽糖・乳酸菌・乳化剤・イーストフード・V.C・糊料(グアー)・(原材料の一部に大豆油を含む)		
内容量	5枚	消費期限	表面に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存下さい。		
製造者	パン株式会社 東京都 区 町 丁目 番 製造所固有記号は表面に記載		

消費期限は(※)℃の保管温度の検査で十分安全を見込んだ期限となっております。
※ 5月～10月…30℃ 11月～4月…25℃

加工食品の原料原産地表示 対象品目の大幅な拡大

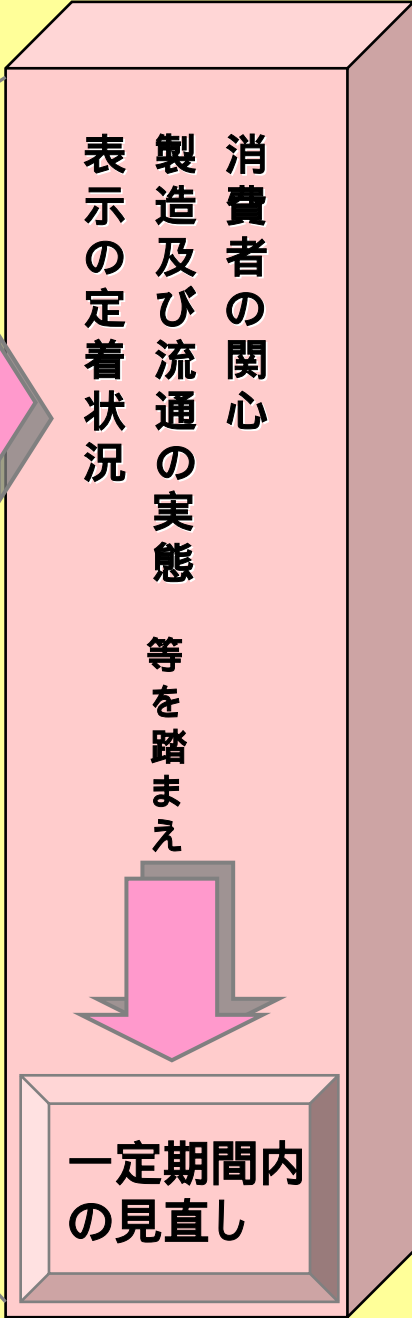
個別品目ごとに追加

枠組の抜本的変更

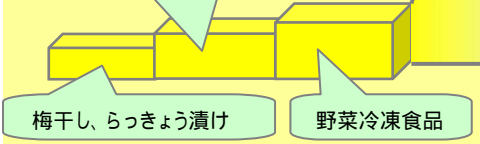
生鮮食品に近い加工食品の大半を横断的にカバー

1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類
8. こんにやく
9. 調味した食肉
10. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
11. 表面をあぶった食肉
12. フライ種として衣を付けた食肉
13. 合挽肉その他異種混合した食肉
14. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
15. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
16. 調味した魚介類及び海藻類
17. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
18. 表面をあぶった魚介類
19. フライ種として衣を付けた魚介類
20. 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

上記の品目について、50%以上を占める原材料の原産地を表示



あじ・さばの干物、塩さば、うなぎ蒲焼き、塩蔵・乾燥わかめ、かつお削りぶし、漬物



梅干し、らっきょう漬け
野菜冷凍食品

16年9月以降～

(計1品目)(計7品目)(計8品目)

(18年10月以降完全義務化) - 2 -

加工食品の原料原産地表示

生鮮食品に近い加工食品20食品群について原料の原産地表示を義務付けています。

平成13年
梅干し
らっきょう漬け



平成15年
8品目
あじ・さばの干物
塩蔵わかめ 等



平成16年9月～
20食品群に拡大
(平成18年10月から義務化)

(20食品群選定の際の要件)

原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

の要件については、具体的には、

- ・ 加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
 - ・ 原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化（価格等を含む）がされていること
 - ・ 原料の調達先が海外も含め多様であること
- 等の要素を総合的に勘案する必要がある。

「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」報告書
食品の表示に関する共同会議（平成15年8月6日）より

(表示例)

名 称 れんこん水煮
 原材料名 れんこん、乳酸カルシウム、酸化防止剤(ビタミンC)、pH調整剤(クエン酸)
 原料原産地 _____ 国
 内 容 量 140g
 賞味期限 06.6.10
 保存方法 冷暗所で保存
 製 造 者 株式会社
 県××市 町

又は

名 称 れんこん水煮
 原材料名 れんこん(_____国)、乳酸カルシウム、酸化防止剤(ビタミンC)、pH調整剤(クエン酸)
 内 容 量 140g
 賞味期限 06.6.10
 保存方法 冷暗所で保存
 製 造 者 株式会社
 県××市 町

原産地名は、原材料に占める重量の割合の多い国の順に記載

加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の見直しについて

今後の原料原産地表示の見直しにあたっては、消費者の関心、加工食品の製造流通の実態等を踏まえて、一定のルールに基づき検討することとしています。
一方、製造業者等が自主的に情報提供を推進することも重要です。

現時点での義務表示対象品目の見直しの考え方

- (1) 概ね過去5年間に「製造、流通の実態が大きく変化した」ものであって、「消費者の関心」の高い品目について、
- (2) 「加工の程度が低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること」を踏まえつつ、「原産地によって原料の品質に違いが見られ商品の差別化がされていること」、「原料の調達先が海外も含め多様であること」の要件を十分勘案し、
- (3) さらに、品目間の整合性を図ることや、実行可能性として問題が無いことを勘案して、検討。

自主的な情報提供の推進

食品の製造業者等が自主的に、原料の原産地表示が義務付けられていないものについても、表示等により情報提供を行うことは、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と製造業者等との良好な信頼関係を築く取組であり、このような取組を推進することは重要。

「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」報告書
食品の表示に関する共同会議（平成18年4月3日）より

原料原産地の義務づけを検討するに際して 勘案する事項

加工食品は、一般に多くの原材料を用い、最終製品を製造するまでの工程が複雑であることから、原料の原産地を全て正確にトレースするのは、事実上不可能であり、また、表示も困難であること
(例：カップ麺、輸入した中間加工原料や輸入した甘味原料を使用した食品)

名称 即席カップめん原材料名 味付油揚げめん(小麦粉、植物油脂、でん粉、食塩、チキンエキス、ポークエキス、醤油、糖類、香辛料、動物油脂(鶏、豚)、蛋白加水分解物、野菜エキス、乳蛋白)、卵、豚肉、エビ、植物蛋白、乳糖、食塩、醤油、ねぎ、蛋白加水分解物、香辛料、ポークエキス、野菜エキス、チキンエキス、調味料(アミノ酸等)、炭酸Ca、かんすい、カラメル色素、増粘多糖類、カロチン色素、酸化防止剤(ビタミンE)、ビタミンB₂、ビタミンB₁、パブリカ色素内容量77g(めん65g)賞味期限 外装フィルムに表

加工食品の包材はあらかじめ印刷するが、安定した品質、供給量を確保するため、同一の原材料であっても、市場動向、気候条件、気象災害などを踏まえ、複数国の原産地のものを組合せ、切り替えて使用している場合に表示が困難であること
(例：ギョウザ、ハンバーグ、豆腐、納豆など)

なお、表示を義務付けた場合、表示しない事業者は、JAS法違反となり、指示(公表)、命令、最終的には罰則の対象となりうる。

表示の監視業務

表示実施状況調査(生鮮食品等の実態調査)

平成15年度	全国 32,000	小売店舗(関東管内10,725小売店舗)
16年度	35,000	小売店舗(関東管内11,524小売店舗)
17年度	37,000	小売店舗(関東管内12,181小売店舗)
18年度	37,000	小売店舗(関東管内12,332小売店舗)

特別調査(品目を限定し、原産地等の根拠確認、遡及調査の実施)

平成15年～平成17年度:各3,000店舗
平成18年度:37,000店舗

(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)
うなぎ加工品	養殖	マグロ	農水産物
新米	無農薬	大豆加工品	牛肉・牛肉加工品
乾しいたけ	銘柄米	精米・加工米飯	しいたけ
和牛	そば	根菜類	米穀

緊急調査(不適正表示があり、社会的関心の高い品目について、原産地等の根拠確認、遡及調査の実施)

(平成16年度)	(平成17年度)
ブナシメジ (2,400店舗)	アサリ (3,700店舗)
アサリ (2,400店舗)	

「生鮮食品の品質表示実施状況調査等の結果について(平成17年度)」の調査結果概要対比表

(18年7月11日)

関東農政局

		平成17年度				平成16年度			
		全国		関東		全国		関東	
		(%)		(%)		(%)		(%)	
1 小売店舗における生鮮食品の表示実施状況調査									
(1) 農畜水産物(米穀を除く)の表示実施状況									
調査実施小売店舗数	36,941		12,243		35,738		11,702		
	名称	全商品に表示していた店舗数	31,486 (85.2)	11,061 (90.3)	28,607 (80.0)	10,104 (86.3)			
	表示率80%未満の店舗数	1,570 (4.3)	271 (2.2)	2,248 (6.3)	442 (3.8)				
原産地	全商品に表示していた店舗数	28,891 (78.2)	9,929 (81.1)	25,126 (70.3)	8,669 (74.1)				
	表示率80%未満の店舗数	2,586 (7.0)	541 (4.4)	3,850 (10.8)	959 (8.2)				
販売商品数	5,194,839		2,005,689		5,087,600		1,888,281		
	名称の表示がなかったもの	40,720 (0.8)	7,924 (0.4)	59,675 (1.2)	12,077 (0.6)				
	原産地の表示がなかったもの	81,644 (1.6)	21,770 (1.1)	133,184 (2.6)	37,442 (2.0)				
(2) 米穀の表示実施状況									
調査実施小売店舗数	21,289		8,038		21,519		8,289		
販売商品数	366,053		150,216		353,816		143,914		
表示項目のいずれかについて欠落があったもの	1,184 (0.3)		527 (0.4)		2,360 (0.7)		1,086 (0.8)		
	主な欠落項目として、「原料玄米」の表示がなかったもの	776 (0.2)	342 (0.2)	1,462 (0.4)	743 (0.5)				
	主な欠落項目として、「精米年月日」の表示がなかったもの	733 (0.2)	298 (0.2)	1,618 (0.5)	723 (0.5)				
2 中間流通業者における生鮮食品の表示実施状況調査									
(1) 表示状況を調査した中間流通業者数		5,031		1,703		3,641		1,172	
調査対象商品数	103,778		31,882		85,203		34,208		
(2) 一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所数		84 (1.7)		23 (1.4)		108 (3.0)		11 (0.9)	
名称又は原産地の表示欠落がみられた商品数	2,315 (2.2)		740 (2.3)		1,690 (2.0)		272 (0.8)		
3 小売店における有機農産物等の表示実施状況調査									
「有機」等の表示調査の実施状況									
ア 「有機」等の表示がされた農産物を販売していた店舗数	4,966		2,380		4,300		2,002		
うち 「有機」ASマークなしに「有機」等の表示をした農産物の販売店舗数	93 (1.9)		43 (1.8)		127 (3.0)		50 (2.5)		
イ 「有機」等の表示がされていた農産物	16,623		8,312		13,590		6,781		
うち 「有機」ASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物	148 (0.9)		79 (1.0)		198 (1.5)		68 (1.0)		
4 米のDNA品種判別調査									
(1) 米穀専門店及び量販店から購入した精米点数		593		146		550		131	
米穀専門店及び量販店から購入した精米の実販売者数	593		146		550		131		
(2) 表示と異なる品種混入の可能性が認められた商品数		139 (23.4)		28 (19.2)		77 (14.0)		18 (13.7)	

牛肉及び牛肉加工品の原産地等の表示の特別調査結果 (第2回とりまとめ)の概要について

農政事務所等により、8月1日から当分の間、全国の小売店舗等において、牛肉(生鮮)、本年10月から原料原産地表示が義務化された牛肉加工品、本年10月以降も任意表示となっている牛肉加工品について、原産地等の表示状況の調査を行うとともに、義務化対象となっていないものも含めて牛肉加工品の原料原産地表示に積極的に取り組むよう啓発を行ってきたところである。上記調査の11月末までの状況は、小売店舗等を調査し、牛肉の表示状況及び生鮮食品に近い牛肉加工品の原料原産地表示の義務化に伴う表示状況比較等の結果は、以下のとおりである。

< 調査結果の概要 >

- (1) 牛肉(生鮮)に関する8月から11月までの表示状況
小売店舗で147,183商品を調査した結果、146,877商品(99.8%)で適正な原産地表示が確認された。
- (2) 本年10月に原料原産地表示が義務化された牛肉加工品(調査対象品目:タレ漬け牛肉、ゆでた牛もつ、牛のたたき、牛肉フライ、牛豚合挽肉、野菜入り焼き肉セット)に関する義務化前(8月分調査)と義務化後(11月分調査)の結果の表示状況の比較
・小売店舗で、8月に5,436商品、11月に5,947商品を調査した結果、それぞれ4,993商品(91.9%)、5,789商品(97.3%)で、原料原産地表示が行われており、本年10月の原料原産地表示の義務化以降は、義務化前と比べて表示率が上がっている。
- (3) 本年10月以降も任意表示の牛肉加工品(調査対象品目:ハンバーグ、ローストビーフ、メンチカツ、コロッケ、肉団子(いずれも牛肉表示をしてあるもの))に関する義務化前(8月分調査)と義務化後(11月分調査)の結果の表示状況の比較
・小売店舗で、8月に12,162商品、11月に15,741商品を調査した結果、それぞれ1,867商品(15.4%)、3,094商品(19.7%)において原料原産地表示がされていた。
・これを、調査品目毎で見ると、ローストビーフは、604商品を調査したうち、461商品が原産国表示がされており、約8割の商品で原料原産地表示が行われていた。
また、ハンバーグ、コロッケ、肉団子についても、表示率が向上してきている
- (4) 不適正な表示(8月から11月末までの分)
・牛肉について、表示欠落が、小売店舗で246商品(83店舗)、中間流通業者3商品(2事業所)事実と異なる原産地表示が、小売店舗で40商品(20店舗)仕入先業者への遡及調査の結果、事実と異なる原産地の伝達が3商品(3事業所)
・牛肉のDNA分析により「和牛」表示に疑義が生じ、伝票等を確認した結果、事実と異なる「和牛」表示が、2商品(2店舗)
・牛肉加工品について、原材料名欄と貼付シールの表示が異なっていたもの等が7商品(7店舗、仕入先業者は2事業者)